

## パブリック・コメントでの意見に対する県の考え方

- ・実施期間 : 平成30年7月9日(月) から平成30年8月8日(水) まで
- ・意見の件数 : 4人 27件

項目	意見の内容	意見に対する県の考え方
山口県農林水産業の姿	「Ⅱ 山口県農林水産業の姿」において、需要に関して全く触れられていないため、需要の現状について記載する必要がある。	「Ⅱ 山口県農林水産業の姿」については、生産動向を明らかにするため、担い手と生産の現状の2点から捉えた数値等を記載しているものです。 需要の現状については、定量的に全てをとらえることが困難ですが、「Ⅲこれまでの取組の成果と課題、新たな情勢」において、需要動向の一部をお示しするとともに、「Ⅵ向こう5年間の具体的な取組内容」において、需要の拡大に対応できるよう生産力の増強に取り組むこととしております。
これまでの取組の成果と課題、新たな情勢	「Ⅲ これまでの取組の成果と課題、新たな情勢」において、「主要な取組」「主要な成果」「今後の課題」が記載されているが、記載項目を、やまぐち維新プランの重点施策の記載方法と同じように、「取組と成果」「現状と課題」に改めたらよい。	本計画は「やまぐち維新プラン」の施策別計画であることから、「主要な取組」「主要な成果」「今後の課題」について、それぞれ詳しく整理しているものです。
	「Ⅲ これまでの取組の成果と課題、新たな情勢」の1、2、3、4の項目名・順番と、「Ⅴ施策体系」の1、2、3、4の項目名・順番が連動していない。完全に連動させるのは難しいかもしれないが、可能な限り連動させるとわかりやすい。	Ⅲでは、前計画である「やまぐち活力創出行動計画」の成果等であることから、その項目順に従い記載しています。 Ⅴでは、「中核経営体を核とした山口県農林水産業の成長産業化実現」という考え方に沿った項目順で記載しています。
取組の総括	課題の欄には、山口県の農林水産業の問題を解決するための取組を書くべきで、対応方向に記載しているような内容が当てはまる。	「課題」という表現を「農林水産業を取り巻く環境」に修正しました。

項目	意見の内容	意見に対する県の考え方
山口県農林水産業の目指す姿	「持続的な経営」とは何か。	持続的な経営とは、経営基盤の強化などにより、将来にわたり地域農林業における生産活動を継続可能とする経営と考えています。
山口県農林水産業の目指す姿	「地域雇用」とは「雇用」と違うのか。また「地域雇用の受け皿ともなる」とはどのような意味か。	農山漁村の活性化を図るため、地域に雇用を生み出すとの趣旨で「地域雇用」と記載しています。 また、中核経営体は、地域農林水産業における生産の太宗を担うとともに、将来にわたり安定した経営展開により、雇用を生み出していくことも期待されるため「受け皿ともなる」と記載しています。
施策体系	「V施策体系」の2の項目名は「生産意欲と需要を創造する『ぶちうま！維新』」となっているが、1、3、4の項目名とは違うことから修正した方が良い。	2の項目は、特に、攻めの農林水産業の取組を進め、生産現場へ需要をフィードバックし、生産意欲を喚起する取組であることから、キャッチフレーズ的な取組名としています。
中核経営体の育成と経営基盤の強化	「・・・多様な法人経営体を中核経営体と位置づけ、・・・」は、「・・・多様な法人経営体を中核経営体の候補として位置づけ、・・・」の誤りではないか。	本計画では、多様な法人経営体については、中核経営体と位置づけています。
	基準年の農業中核経営体数や、集落営農法人数の数字は、間違っているのではないか。現在の数値は、今後中核経営体に誘導していこうとしている対象法人数であり、まだ中核経営体にはなっていないのではないか。	農業中核経営体数（427）、集落営農法人体数（263）とも、基準年（2017（H29））の年度末の実績数値です。中核経営体については、定義を定め、関係調査結果や関係課の確認等を踏まえ、実績数値を整理しています。
農山漁村女性リーダー・女性経営参画者の育成	目標項目の「経営体において・・・」は、「中核経営体において・・・」ではないか。	中核経営体に加え、経営発展をめざす新規就農者、認定農業者、農山漁村女性企業等を含む「地域農林水産業をリードする経営体」を対象とすることから、「経営体において」と記載しています。

項目	意見の内容	意見に対する県の考え方
「農林業の「知」と「技」の拠点」の形成	取り組みの方向性や狙いについて説明が不足。まず、スピードアップや早期育成の必要性について、Ⅲにおいて言及し、そのうえで、取組の方向性や狙いをわかりやすく説明すると良い。	農林業の「知」と「技」の拠点の形成については、研究開発と人材育成に一体的に取り組むため、新たに拠点を形成することとしたものであり、その担うべき機能や役割、施設整備のあり方等については、別途基本計画を策定することとしています。
需要のある農畜産物の結びつき強化・生産拡大	欧米において、農業分野で一番成長しているのは、国際安全基準に基づいている「産業用麻」の栽培と利用である。山口県で栽培すれば、安全に農業、経済、健康、環境及び文化に大いに貢献する。	「産業用麻」については、生産者団体等から生産・産地化要望等がないことから、本計画において記載することはいたしません。 いただいた御意見は、今後の施策推進の参考にさせていただきます。
安心・安全な農水産物の供給	年次計画で「福祉施設等への重点推進」を行う計画になっているが、福祉施設等にエコやまぐち認証を取得してもらおうということか。取組の内容を教えてください。	これまでの生産者、生産組織等の取組に加えて、農福連携や、農業生産を行っている障害者就労施設に対して制度の推進を図るものです。
多面的機能の維持・発揮	農林水産では、農地・営業林・漁場だけではなく、周辺・県全体の自然環境の維持が必要/重要と考える。 「県内自然環境の維持」「自然環境が大きく変化する恐れのある計画に対する事前調査の強化、認可・再認可の厳格化、進行中の計画の再調査実施」について当計画内に明示すべき。	自然環境が大きく変化する恐れのある計画に対する事前調査等については、関係法令等で規定されていることから、本計画では明示しませんが、県内自然環境の維持等に係る御意見については、所管部局とも連携し、今後の施策推進の参考にさせていただきます
全体的に	本文中、一部に語句解説がありました。他にも県民には馴染みの無い薄いであろう専門用語・行政用語が多数見受けられるため、語句解説の追加（解説語句が多くなる様ならば巻末への「語句解説」の章の追加）をお願いします。 また、パブリックコメント(県民意見募集)への「語句解説」記載の一般化を願う。	御指摘の点を踏まえ、各項において専門用語等についての語句解説を記載いたしました。 いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

項目	意見の内容	意見に対する県の考え方
全体的に	<p>「目標」は「数値目標」に訂正した方が良いと思う。</p>	<p>数値目標だけでなく、目標年も意図していることから、「目標」と表記しています。</p>
	<p>計画の名称について、成長産業化という表現に違和感を感じる。  小規模ながらも、また、高齢ながらも、中山間直接支払制度などへの取り組みを生き甲斐にして、頑張っている農業をつづけている人はたくさんいる。プロ農家を育てるのは大事だが、大規模農家は、生産性の低い棚田は守ってくれない。棚田での農業は、きっと農業の成長産業化の足を引っ張る。この計画の名前は、農業を継続していくことで、先祖代々の農地を守り、愚直に農村地域を保全するという観点を切り捨てていくように感じる。</p>	<p>本計画は、全国を上回るペースで高齢化や担い手の減少が進行する中、本県農林水産業が将来にわたり持続可能な成長産業として、若者に夢や希望を与えるものとなるようにとの趣旨から当該計画名(案)としております。  また、成長産業化は、法人等の中核経営体のみを対象とするのではなく、中核経営体を中心となって、小規模な経営体を含む地域を牽引していくことで成しえるものと考えております。  さらに、農村地域の保全につきましては、多面的機能の維持・発揮の観点から施策を推進することとしております。</p>
	<p>県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家、関係団体・組織・企業或いは市町自治体等からの直接の意見聞き取り等の実施をお願いする。</p>	<p>本計画の作成にあたっては、学識経験者、関係団体、公募委員からなる審議会においても御意見をいただくとともに、様々な機会を通じて、現場の方々や関係団体等から御意見等をお聞きし進めています。</p>
	<p>年代表記の殆どが元号西暦併記又は西暦のみなのは有難い。  今後のパブリックコメント(県民意見募集) 全てについて西暦のみ表記に統一すべきでは。</p>	<p>今後とも、わかりやすい表記に努めてまいります。</p>
	<p>パブリック・コメントが同一期間に14件と極端な案件集中となっている。県行政として「意見募集の集中」について対応を取っているのか、取っていないならばその理由を、取っているのであればなぜ今回14件の集中が発生したのか明示願う。</p>	<p>総合計画である維新プランの策定に併せて、関連する各部局の施策別計画も改定しているところであり、6月県議会における素案の審議を経て直ちにパブリック・コメントを開始したことから、結果として時期が集中したところです。</p>

項目	意見の内容	意見に対する県の考え方
全体的に	<p>期間中に県内では豪雨災害が発生、資料参照・意見作成もままならない県民も多く、今回の意見募集の回答も再提示の上での再意見募集、あるいは当意見募集の期間延長を御検討いただきたい。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>
	<p>行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例があるはず。「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示すること。</p>	
	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、県のホームページでは無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載したか、記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示されたい。</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、7月19日付けの山口新聞及び中国新聞への新聞広告の掲出により、広報に努めました。</p> <p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
	<p>意見募集期間中の8月発行の県広報紙にパブリック・コメントの記述は全くなかった。具体的案件は〆切等の関係で記載出来ないとしても、「県民意見募集をしている場合がありますので県ホームページを御確認願います」と言った一般的広報は可能なはずであり、県広報にこの様な文面を掲載しないのは「意見募集に消極的」としか思えない。県広報には、常時パブリック・コメント/県民意見募集の一般的広報を掲載してほしい。パブリック・コメント/県民意見募集の一般的広報の掲載が無い理由を明示願う。</p>	

	<p>山口新聞 7/15 に新聞の下5段程度掲載でパブリック・コメント14件の記述があったが、1件での小さい新聞広報より、「山口県広報」の大きい広報内の記載の方が県民の目に留まる可能性も高まると思われる。意見募集期間内の「山口県からのお知らせ 山口県広報」には、常時「パブリック・コメント/県民意見公募」実施中の広報実施をお願いする。</p>	
	<p>パブリック・コメントの期間が1ヶ月の期間である一方、県広報紙は隔月或いは3ヶ月の間隔(5月発行の次が8月発行)となっている。県の施策広報の為には最低各月発行が必要な県広報紙を、隔月(以上の間隔)での発行としている理由を明示願う。</p>	
	<p>これまでの「パブリック・コメント/県民意見募集」の広報についての意見に対する回答内容や、意見送付県民数・意見数から、当「県民意見の募集」の広報は十分になされたと考えているか。十分か不十分かの判断を明らかにされたい。</p>	